

No	補助金・交付金名	概要	助成額	申請時期	申請方法	電子メールによる提出	実施報告書等提出時期	担当課	自治会活動の手引掲載ページ
1	自治振興費補助金	自治会が行う地域振興を図るための事業及び活動等に要する費用の一部を補助	均等割 : 1自治会当たり 10,000円 世帯数割 : 1世帯当たり 300円	7月末まで	自治会長宛てに手続き案内を通知し申請してもらう。	可	事業終了後から3月下旬まで	市民協働推進課 Tel.0287-62-7151	1 3 頁
2	自治公民館施設整備費等補助金	社会教育及び自治活動の振興を図るため、自治会が設置する自治公民館の整備等に要する費用の一部を補助	新築 : 事業費の 40% 限度額は世帯数により異なる 増改築 : 事業費の 40% 限度額400万円 修繕 : 事業費の 40% 限度額200万円 バリアフリー化 : 事業費の100% 限度額40万円 屋外運動施設の整備 : 事業費の 40% 限度額40万円 耐震診断等 : 事業費の 50% 限度額は実施内容により異なる 耐震改修 : 事業費の 50% 限度額120万円	4月～	自治公民館長宛てに手続き案内を通知し申請してもらう。	可	事業完了後10日以内（年度内）	市民協働推進課 Tel.0287-62-7151	1 3 頁
3	地域自主防災活動支援補助金（自主防災組織結成事業）	自主防災組織を結成しようとする自治会を対象に、説明会の開催や資料等の作成に要する経費に対して補助	自主防災組織を結成する自治会に対し1回限り 30,000円以内	6月～ （事業実施前）	自治会長宛てに手続き案内を通知し申請してもらう。 なお、自主防災組織未結成の自治会には説明会を実施する。	可	事業完了後 （4月初めまで）	危機管理課 Tel.0287-62-7150	1 4 頁
4	地域自主防災活動支援補助金（資機材等整備事業）	結成された自主防災組織を対象に、防災資機材や備蓄品などの整備に要する経費に対して補助	自主防災組織に対し1回限り300,000円以内	6月～ （事業実施前）	自治会長宛てに手続き案内を通知し申請してもらう。 なお、自主防災組織未結成の自治会には説明会を実施する。	可	事業完了後 （4月初めまで）	危機管理課 Tel.0287-62-7150	1 4 頁
5	地域自主防災活動支援補助金（自主防災組織運営事業）	結成された自主防災組織を対象に、防災訓練や防災講習会などの組織事業に要する経費に対して補助	自主防災組織に対し毎年度補助 補助限度額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額 （1）1万5千円+申請時点の戸数×50円 （2）2万円 ※申請時点の戸数が100戸以下の組織は、2万円になります。	6月～ （事業実施前）	自治会長宛てに手続き案内を通知し申請してもらう。 なお、自主防災組織未結成の自治会には説明会を実施する。	可	事業完了後 （4月初めまで）	危機管理課 Tel.0287-62-7150	1 4 頁
6	地域自主防災活動支援補助金（自治総合センターコミュニティ助成事業）	結成された自主防災組織を対象に、防災資機材の整備に要する経費に対して補助 ※一般財団法人自治総合センターに申請し、採択となった事業が対象	300,000円から2,000,000円	8月～ （予定） ※事業実施は翌年度	自治会長宛てに手続き案内を通知し申請してもらう。	可	事業完了後 1月以内	危機管理課 Tel.0287-62-7150	1 5 頁
7	地域防犯活動支援補助金	5人以上で防犯活動を実施する団体に対し必要な活動経費の一部補助を行う。 ①自主防犯活動事業 ②青色防犯パトロール事業 ③新規団体設立事業	①構成員の人数に応じて補助金の限度額あり。 5人～14人：上限 15,000円 15人～24人：上限 25,000円 25人～ : 上限 35,000円 ②、③については、上限50,000円	随時	交通防犯課に申請書があるので、来庁又は郵送にて、随時手続きを行う。	可	随時	交通防犯課 Tel.0287-62-7126	1 6 頁
8	防犯灯設置費等補助金	①LED防犯灯設置工事費用の一部を補助 ②地域で管理している防犯灯の電気料金の一部を補助	①LED防犯灯設置費用 ・電柱に設置の場合 1基当たり23,000円 ・電柱なしの場合 1基当たり35,000円 ②防犯灯電気料金 1基当たり年間1,000円（R5年度実績）	①設置費用補助 5月～12月 ②電気料金補助 10月～1月末	自治会長宛てに手続き案内を通知し申請してもらう。	可	①2月末まで ②1月末まで	交通防犯課 Tel.0287-62-7126	1 6 頁

9	地域防犯カメラ設置費等補助金	地域の防犯のために公共空間を撮影する「地域防犯カメラ」を設置しようとする自治会に対し、プライバシーの保護に配慮した適切な管理運用を行うこと等を要件に、費用の一部を補助	①設置費 設置費用の4分の3（1台につき上限30万円） ②管理費 管理費用の2分の1（1台につき上限1万円）	①設置費補助 4月～12月 ②管理費補助 1月～2月	①設置費 交通防犯課に連絡し、事前相談のうえ申請してもらう。 ②管理費 対象となる自治会長あてに手続き案内を通知し申請してもらう。	可	①設置費 事業完了後10日以内（年度内） ②管理費 2月末まで	交通防犯課 Tel.0287-62-7126	16頁
10	集団資源回収事業交付金	ごみの減量や資源の有効利用を図ること等を目的として、地域ぐるみで集団資源回収を実施する自治会等の団体に対して、交付金を交付。 事前に団体登録が必要	紙類：7円/kg 缶類：7円/kg びん類：10円/kg ※びん類を直接那須塩原クリーンセンターへ持ち込んだ場合150円/10kg	随時	団体代表者からの申請による。	不可	随時	サーキュラーエコノミー課 Tel.0287-62-7030	18頁
11	敬老事業補助金	自治会等が開催する敬老事業に要する費用の一部を補助	敬老事業招待者 1人当たり2,000円	7月中旬～下旬	自治会長を対象に説明会を実施し、申請書を配布。	可	敬老会終了後から10月末	高齢福祉課 Tel.0287-62-7137	20頁
12	生きがいサロン推進事業費補助金	地域の方が、高齢者の寄合所（生きがいサロン）を設置し、運営するための費用の一部を補助	運営費：月額 30,000円 ※サロンの参加人数によって加算や減額があります。 設備改修費：上限額 100,000円（サロン設置初年度のみ対象） ※介護保険の住宅改修の内容に準じるものが対象となります。 例：手すりの取付け、床段差の解消、トイレの改修など	3月末～	前年度中に自治会長等の生きがいサロン代表者を対象に研修会（説明会）を実施し、申請書を配布。	可	3月末～4月初め	高齢福祉課 Tel.0287-62-7137	20頁
13	道路愛護会補助金	道路愛護団体（自治会）の道路愛護活動費用の一部を補助	道路愛護活動の実績報告により算定（1団体 3,000円～20,000円程度）	7月中旬～	作業実績報告書等を提出してもらう。	可	作業終了後から12月中旬まで	保全管理課 Tel.0287-62-7165	21頁
14	河川愛護会補助金	河川愛護団体（自治会）の河川愛護活動費用の一部を補助	河川愛護活動の実績報告により算定（1団体 10,000円～25,000円程度）	7月中旬～	作業実績報告書等を提出してもらう。	可	作業終了後から12月中旬まで	保全管理課 Tel.0287-62-7165	21頁
15	地域福祉推進事業補助金	自治会等が主体的に実施する地域福祉活動事業に要する費用の一部を補助	補助率 1/2 1事業の上限額 50,000円 1自治会への補助金交付限度額 200,000円	5月13日まで	自治会長宛てに手続き案内を通知し申請してもらう。	不可	事業終了後10日以内	社会福祉協議会 Tel.0287-37-5122	—